

平成23年4月22日

第2276号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取り消し（195・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
 ○道路区域の変更（196・由利地域振興局建設部）…………… 1
 ○建設業の許可の取り消し（197・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 2
 ○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部） 2件…………… 3
 ○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部） 2件…………… 3
 ○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 3

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（21・義務教育課）…………… 3

告 示

秋田県告示第195号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年4月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社阿部建設
大館市花岡町字前田73の1
代表取締役 阿 部 金 男
秋田県知事許可（般-19）第1435号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年4月4日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	341号	由利本荘市泉田字沖315番地1地先から富田字大久保81地先まで	9.00~14.00	0.557
	新	341号	〃	9.00~22.00	0.557

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成23年4月22日から同年5月5日まで

秋田県告示第197号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年3月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 畑山電気商会
 仙北郡美郷町六郷字西高方町102番地
 畑 山 堅 市
 秋田県知事許可（般-18）第3811号
- 3 処分の内容
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年3月31日付で電気工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大館市土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
- | | |
|-----------------|---------|
| 大館市下代野字中道北35番地1 | 小笠原 利 雄 |
| 〃 川口字十三森90番地2 | 長 崎 祥悦郎 |
| 〃 釈迦内字板子石26番地 | 菅 原 金 明 |
| 〃 粕田字村北10番地 | 佐 藤 恭 一 |
| 〃 沼館字神館60番地 | 田 山 仙 |
| 〃 立花字山田渡216番地 | 虻 川 良 逸 |
| 〃 字鉄砲場36番地 | 石 田 政 一 |
| 〃 川口字長里252番地 | 齋 藤 新 昭 |
| 〃 白沢字白沢332番地 | 若 松 綱 雄 |
| 〃 芦田字字塞神南22番地 | 田 村 清 |
| 〃 釈迦内字釈迦内98番地 | 木 村 与 勝 |
| 〃 粕田字道ノ上93番地 | 山 内 俊 幹 |
- 2 退任監事の住所及び氏名
- | | |
|----------------|---------|
| 大館市松木字松木64番地 | 桜 庭 甫 |
| 〃 川口字長里86番地 | 虻 川 哲 一 |
| 〃 粕田字清水川116番地1 | 中 村 弘 美 |
| 〃 大茂内字中瘤木台1番地5 | 渡 辺 修 作 |
- 3 就任理事の住所及び氏名
- | | |
|----------------|---------|
| 大館市粕田字村北10番地 | 佐 藤 恭 一 |
| 〃 大茂内字中瘤木台1番地5 | 渡 辺 修 作 |
| 〃 立花字山田渡216番地 | 虻 川 良 逸 |
| 〃 〃 字塚ノ下45番地7 | 中 島 貞 雄 |
| 〃 雪沢字黒沢33番地 | 斎 藤 正 成 |
| 〃 沼館字神館55番地 | 田 山 弘 一 |
| 〃 花岡町字神山126番地 | 成 田 健 直 |

大館市餅田二丁目6番地54
 〃 下代野字中道北35番地1
 〃 沼館字神田表192番地3
 〃 〃 字神館60番地
 〃 白沢字白沢332番地
 〃 川口字長里252番地
 〃 茂内字和田表21番地1
 〃 芦田子字塞神南22番地
 〃 有浦六丁目4番56
 〃 粕田字道ノ上93番地
 〃 釈迦内字長面袋31番地
 〃 字鉄砲場36番地

石 川 嘉 實
 小笠原 利 雄
 虻 川 忠 博
 田 山 仙 雄
 若 松 綱 雄
 齋 藤 新 昭
 石 垣 忠 忠
 田 村 清 清
 桜 庭 孝 幸
 山 内 俊 幹
 佐々木 成 章
 石 田 政 一

4 就任監事の住所及び氏名

大館市松木字松木64番地
 〃 釈迦内字長田2番地
 〃 川口字横岩岱81番地
 〃 字鉄砲場39番地

桜 庭 甫 甫
 佐々木 成 一
 工 藤 正 宏
 角 田 利 秋

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市種土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜村大沢土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、おものがわ土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年4月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 規 則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十二日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第二十一号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	112人	9人	0人	8人	129人
	中 学 校	79人	5人	3人	5人	92人
小 坂 町	小 〃	21人	2人	1人	2人	26人
	中 〃	14人	1人	0人	1人	16人
大 館 市	小 〃	259人	19人	6人	16人	300人
	中 〃	158人	11人	3人	12人	184人
北 秋 田 市	小 〃	153人	15人	3人	9人	180人
	中 〃	78人	5人	2人	9人	94人
上 小 阿 仁 村	小 〃	10人	1人	1人	1人	13人
	中 〃	9人	0人	0人	0人	9人
能 代 市	小 〃	170人	12人	3人	11人	196人
	中 〃	120人	6人	1人	7人	134人
藤 里 町	小 〃	11人	1人	1人	1人	14人
	中 〃	10人	1人	0人	1人	12人
三 種 町	小 〃	63人	6人	2人	3人	74人
	中 〃	44人	3人	0人	4人	51人
八 峰 町	小 〃	30人	3人	0人	3人	36人
	中 〃	24人	2人	1人	2人	29人
秋 田 市	小 〃	811人	49人	21人	42人	923人
	中 〃	528人	22人	11人	26人	587人
男 鹿 市	小 〃	98人	9人	1人	7人	115人
	中 〃	65人	4人	3人	5人	77人
潟 上 市	小 〃	112人	7人	2人	7人	128人
	中 〃	72人	3人	2人	3人	80人
五 城 目 町	小 〃	35人	3人	0人	3人	41人
	中 〃	15人	1人	1人	1人	18人
八 郎 潟 町	小 〃	16人	1人	1人	1人	19人
	中 〃	15人	1人	0人	1人	17人
井 川 町	小 〃	18人	1人	1人	1人	21人
	中 〃	14人	1人	0人	1人	16人
大 潟 村	小 〃	13人	1人	1人	1人	16人
	中 〃	11人	1人	0人	1人	13人
由 利 本 荘 市	小 〃	262人	21人	8人	15人	306人
	中 〃	181人	11人	3人	14人	209人
に か ほ 市	小 〃	97人	7人	3人	7人	114人
	中 〃	59人	3人	1人	3人	66人
大 仙 市	小 〃	312人	27人	5人	23人	367人
	中 〃	194人	13人	3人	14人	224人
仙 北 市	小 〃	100人	7人	2人	5人	114人
	中 〃	70人	5人	1人	5人	81人
美 郷 町	小 〃	74人	6人	1人	3人	84人
	中 〃	46人	3人	1人	5人	55人
横 手 市	小 〃	321人	22人	5人	20人	368人
	中 〃	191人	13人	4人	14人	222人
湯 沢 市	小 〃	177人	14人	2人	11人	204人
	中 〃	122人	7人	3人	10人	142人
羽 後 町	小 〃	63人	6人	2人	3人	74人
	中 〃	47人	3人	0人	4人	54人
東 成 瀬 村	小 〃	11人	1人	0人	1人	13人
	中 〃	11人	1人	1人	1人	14人

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成23年4月8日第2272号掲載の秋田県公告（土地改良区の役員の就任の届出）
（原稿誤り）

4	18	佐 藤 佐 一	佐 藤 一
---	----	---------	-------

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号